

○日本橋学館大学学則（抜粋）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 日本橋学館大学（以下「本学」という。）は、学校法人日本橋女学館草創の精神に則り、質実穩健の人格を育成し、総合的創造的な学術技術を研究教授して、社会においてこれを躬行実践、気品知徳の模範として指導的役割を果たす人材を育成するとともに、広く国際社会全体の平和と文化の発展に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第2章 組 織

（学 部）

第3条 本学に、リベラルアーツ学部を置く。

2 前項の学部には置く学科、及びその収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
リベラルアーツ学部			
総合経営学科	65名	5名	270名
人間心理学科	40名	5名	170名
総合文化学科	45名	5名	190名
	150名	15名	630名

（附属図書館）

第4条 本学に、附属図書館を置く。

第3章 教職員組織

（教職員）

第5条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

（事務局）

第6条 本学に、事務局を置く。

第4章 教授会

（教授会）

第7条 本学に、重要事項を審議するため教授会を置く。

（教授会の構成）

第8条 教授会は、学長、教授をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。

(その他)

第9条 この章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 本学の創立記念日 5月1日

(4) 夏期休業 7月21日から9月20日まで

(5) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで

(6) 春期休業 3月16日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設定することができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第14条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入 学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと認められた者
（入学の出願）

第17条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入・転入学・再入学）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規程による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規程により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第8章 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第21条 授業科目を分けて、共通科目（基礎科目、教養科目、キャリア科目、外国語科目、スポーツ健康科目）、専門科目、教職に関する科目とする。

2 前項の授業科目の種類・単位数等は、別表第1のとおりとする。

第22条 （削除）

（単位計算方法）

第23条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義、演習については、15時間から30時間の講義、演習をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 教員免許状を得ようとする者は、別に定める「教職課程履修規程」に従い、必要な授業科目の単位を修得しなければならない。
- 3 学芸員の資格を取得しようとする者は、別に定める「学芸員課程履修規程」に従い、必要な授業科目の単位を修得しなければならない。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規程により修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第28条 本学学生として、第25条及び第26条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(成績)

第29条 授業科目の試験等の成績は、S・A・B・C・Dの5種の評語をもって表わし、C以上を合格とする。

第9章 休学・転科・留学及び退学

(休学)

第30条 疾病その他特別の理由により3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間の終期は、学期末又は学年末とする。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第14条の在学年限に算入しない。
- 5 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転 科)

第32条 他学科への転科を希望する者がある時は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(留 学)

第33条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 37 条に定める在学期間を含めることができる。

3 第 25 条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(退 学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 14 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 31 条第 3 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 10 章 進級、卒業及び学位

(進 級)

第36条 上級学年への進級に関し必要な事項は、別に定める。

(卒 業)

第37条 本学に 4 年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、総合経営学科及び総合文化学科は 1 2 6 単位以上、人間心理学科は 1 2 8 単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- (1) 共通科目 8 単位以上
(うち、外国語科目 6 単位、スポーツ健康科目 2 単位)
- (2) 専門科目 総合経営学科 7 2 単位以上
人間心理学科 7 4 単位以上
総合文化学科 7 2 単位以上

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(卒業延期制度)

第37条の 2 卒業を認定された者が、卒業の延期を希望する場合は、学長の許可を得なければならない。

2 卒業延期に関し必要な事項は、別に定める。

(学 位)

第38条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

	総合経営学科	人間心理学科	総合文化学科
リベラルアーツ学部	学士(総合経営学)	学士(人間心理学)	学士(総合文化学)

第 11 章 賞 罰

(表 彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学内の秩序を乱した者
- (3) 本学の体面をけがした者
- (4) その他学生としての本分に著しく反した者

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、受験停止及び訓告とする。

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第41条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育・研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として履修を許可することがある。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することがある。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第45条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 検定料、入学金及び授業料等

(検定料等の金額)

第46条 検定料、入学金及び授業料等の金額は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納期)

第47条 授業料等は毎年前期分を4月1日までに、後期分を10月1日までに納入するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第48条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第49条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間の授業料を免除する。

(復学等の場合の授業料)

第50条 学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第51条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第52条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として返付しない。

第14章 公開講座

(公開講座)

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成20年度までに入学した者及び平成22年度までに編入学した者に対する第3条、第21条、第22条、第24条、第29条、第32条、第37条、第38条の規定の適用については、なお従前の例による。

(以下 略)